

第4章 計画の具体的な取組み

I 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上

① 幼児教育・保育の量の確保

- 子育て家庭において、希望する幼児教育や保育を受けられるよう、今後の量の見込みや保護者のニーズ等を見極めたうえで、適切な幼児教育・保育の量を確保します。 (幼児課)

② 幼児教育・保育の質の向上

- 保育士、幼稚園教諭等を対象とする研修会の実施や処遇改善等を行うとともに、保育現場の職場環境の改善に取り組み、生涯働ける魅力ある職場づくりを推進することで、市全体の保育の質の向上を図ります。 (幼児課)
- 幼児期の教育・保育と、小学校教育との円滑な接続のため、幼保小の子どもたちの交流と職員の意見交換や合同研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。 (幼児課・学校教育課)

(2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組みの推進

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題を早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもたちに対して、早期の段階で子どもたちの話を受け止め、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。 (教育研究所、学校教育課)

② 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう少人数指導や習熟度別指導等、子どもたち一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実します。
- 研修や研究指定を行うなどによる子どもたちの学力向上の推進や、子どもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着に向けた取り組み、外国語指導助手等を活用した国際理解教育の推進、ICT機器の効果的な活用を図るための教職員への研修などに努めます。 (学校教育課、教育研究所)

(3) 大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の進学・修学支援

- 生活保護世帯の子どもが大学等へ進学するときは、進学準備給付金を給付します。

(中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課)

- ひとり親家庭等に対し、子どもの大学等の修学に必要な資金の貸し付けを行います。(こども政策課)

(4) 特に配慮を要する子どもへの支援

① 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援学級及び障害のある児童生徒が在籍する通常学級の円滑な運営を支援するとともに、障害についての理解促進のための啓発活動等を行うなど特別支援教育の充実を図ります。(教育研究所)

- 特別支援学級の児童生徒の保護者に対して、その負担能力(世帯の所得)に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に要する所要の経費を補助し、経済的負担を軽減します。(教育委員会総務課)

② 外国人児童生徒等への支援

- 外国人児童生徒等についても、教育の機会を適切に確保するため、教育相談員を派遣するなど教育相談や学習・生活支援に努めます。

(学校教育課)

③ ヤングケアラーへの支援

- 障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「子ども」とされる「ヤングケアラー」を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりを検討します。

(こども政策課、子育てサポート課、幼児課、こどもみらい課、学校教育課、教育研究所、自治振興課、地域保健課、福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、介護保険課、地域包括ケアシステム推進室、各総合事務所地域福祉課、生活福祉2課)

(5) 教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。
- 公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。

(教育委員会総務課)

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- 高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。
- 経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。
- 経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学金の貸与を行います。

(教育委員会総務課)

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減

- 経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。

(中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課)

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減

- 母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行います。

(こども政策課)

(6) 地域における学習支援等

① 地域学校協働活動における学習支援等

- 放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようにするため、放課後子ども教室の実施を推進します。 (こどもみらい課)

② 生活困窮世帯等への学習支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行います。 (生活福祉2課)

(7) その他の教育支援等

① 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

- 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。 (健康教育課)

② 多様な体験活動の機会の提供

- 放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようにするため、放課後子ども教室の実施を推進します。 [再掲] (こどもみらい課)

2 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

① 妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援

- 母子健康手帳交付時の専門職による全ての妊婦との面接をはじめ、妊産婦及び乳幼児健康診査等を通じて、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点による訪問指導等により、相談支援を行える体制づくりを推進します。
(子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課)

② 特定妊婦等の把握と支援

- 母子健康手帳の交付時の面接や、産科等医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業等において、若年、貧困世帯など困難を抱える特定妊婦等を把握した場合は、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との連携のもと、養育支援訪問事業等により、地域における継続的な支援を強化します。
(子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課)

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 生活困窮者等の相談については、相談担当職員や支援員の能力向上を図るとともに、他機関との連携強化等を行うことで課題の解決を図ります。
- 就労支援員を中心とした各種就労支援事業間の連携のみならず、家計改善支援事業や健康管理支援事業も活用しながら、就職実現に向けて対象者の状況に応じた支援を実施します。
- 民間委託による就労支援事業において、民間のノウハウを活かした就労支援方法や就業訓練、就労準備支援の充実を図ります。

(生活福祉2課)

- ひとり親家庭への支援については、家庭生活支援員の派遣による家事や育児などの日常生活支援、母子・父子自立支援員による生活指導や相談・助言等による生活支援を推進します。(子育てサポート課・こども政策課)

② 保育等の確保

- 子育て家庭が自分の生活形態に合ったサービスを選択できるように、今後の保育の量の見込みや保護者のニーズ等を見極めたうえで、適切な保育の量を確保するとともに、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ひとり親世帯のうち一定の所得以下の世帯や、保育所等を同時に利用する多子世帯の第二子以降の保育料を減額し、経済的負担の軽減を図ります。
(幼児課)
- 経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。
(こどもみらい課)

③ 保護者の育児負担の軽減

- 子育て家庭が地域で気軽に交流や相談などができるよう、子育て支援センターの充実を図ります。
(こども政策課)
- 保護者の就労の状況や疾病など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業、一時預かり事業など、子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。
(子育てサポート課、幼児課)
- ひとり親家庭への支援については、家庭生活支援員の派遣による家事や育児などの日常生活支援、母子・父子自立支援員による生活指導や相談・助言等による生活支援を推進します。〔再掲〕
(子育てサポート課・こども政策課)

(3) 子どもの生活支援

① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援を実施するとともに、専門相談員が関係機関と連携して、引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯の支援を推進します。
(生活福祉2課)
- 不登校や孤立、貧困など、多様かつ複合的な困難を抱える子どもの居場所づくりのため、庁内の関係各課と連携し支援体制の構築を図るとともに、関係する取り組みを行っている外部団体と協議を行い、効果的な支援のあり方について検討を進めます。
(こどもみらい課)
- 地域での子ども食堂が開設されることを応援するとともに、すでに活動していただいている子ども食堂が継続しやすい環境づくりに努めていきます。
(こども政策課)
- 経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。〔再掲〕
(こどもみらい課)
- 経済的な理由から生理用品が購入できないなど、児童生徒から相談があった場合には、市立各学校において、生理用品を提供します。
(健康教育課)

② 食育の推進に関する支援

- 家庭における食育を推進するため、乳幼児健診時や地域において、朝食の重要性、共食の大切さや栄養バランスのとれた食事など食に関する意識向上につながるような普及啓発を行います。
(健康づくり課、各総合事務所地域福祉課)
- 保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。
(幼児課)

③ ヤングケアラーへの支援

- 障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「子ども」とされる「ヤングケアラー」を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりを検討します。[再掲]

(こども政策課、子育てサポート課、幼児課、こどもみらい課、学校教育課、教育研究所、自治振興課、地域保健課、福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、介護保険課、地域包括ケアシステム推進室、各総合事務所地域福祉課、生活福祉2課)

④ 障害児への支援

- 障害児が身近な地域で適切にサービスを利用できるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。(障害福祉課)

(4) 子どもの就労支援

① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援を実施します。(生活福祉2課)
- ひとり親家庭の子どもには、長崎県と共同で運営している長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業相談・就業支援講習会等を行うとともに、ハローワーク等と連携し、就業支援を推進します。

(こども政策課)

② 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 「小学生まちづくりアイデアコンテスト」や「中学生議会」において、未来のまちづくりについて考える場を設け、小中学生もまちづくりの主役であるという意識を育て、長崎市版キャリア教育「長崎LOVERS育成プログラム」を推進します。(学校教育課)

(5) 住宅に関する支援

- 離職や収入減等により住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。 (生活福祉2課)
- ひとり親家庭の住宅支援については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金など利用可能なサービスの情報提供を行うなど支援を行います。 (こども政策課)
- ひとり親家庭等の市営住宅への優先的入居を実施します。 (建築総務課)
- 子育て家庭の経済的負担の軽減や、家族の支え合いによる子育てをしやすい環境をつくるため、多子世帯又は三世帯で同居若しくは近居するための中古住宅の取得及び住宅改修費用の一部を助成します。 (住宅政策室)

(6) 児童養護施設等の措置解除後の支援

- 児童養護施設等に入所していた子どもが家庭に復帰した後に子どもが安定した生活を継続できるよう、児童相談所とも連携しながら、子ども家庭総合支援拠点の専門の相談員による相談や定期的な訪問等を推進します。
- 長崎市親子支援ネットワーク地域協議会(要保護児童対策地域協議会)において、子どもとその家庭を支援するため情報を共有し、役割を明確にする等、関係機関との連携強化を図ります。 (子育てサポート課)

(7) 支援体制の強化

① 相談体制の強化

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な取り組みにより、母子健康手帳交付時の面接や、妊産婦及び乳幼児の健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、全ての子どもとその家庭及び妊産婦の状況を把握し、併せてあらゆる相談に応じるなかで、支援が必要な家庭等を把握し適切な支援につなぐなど相談支援体制を強化します。 (子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課)
- 長崎市親子支援ネットワーク地域協議会(要保護児童対策地域協議会)において、学校や保育所等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な子どもとその家庭を早期に発見し、情報共有や役割分担を明確にしながら、適切な支援を行います。 [再掲] (子育てサポート課)

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題を早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもたちに対して、早期の段階で子どもたちの話を受け止め、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。〔再掲〕
(教育研究所、学校教育課)

② ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化

- ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員が、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した支援を行います。併せて、長崎市社会福祉協議会が行っている貸付制度についても周知を図ります。
(こども政策課)

③ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を活用して、ひとり親家庭が社会的につながりを持ち、地域社会から孤立しないために必要な支援を行います。
(生活福祉2課)

④ 相談職員の資質向上

- 子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの職員のスキルアップのための研修受講など、職員の資質の向上を図ります。
(子育てサポート課)

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

① 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 長崎市労政だよりやその他情報紙等による情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、周知啓発を図ります。

(産業雇用政策課、人権男女共同参画室)

- 若年者の地元就職・定着を促進するため、「地元で働く魅力の発信」、「働き方改革の推進」、「採用活動の支援」の3つの柱で事業を展開することで、地元企業の知名度向上を図るとともに、雇用の受け皿となる企業の受入れ態勢の整備を促進します。

(産業雇用政策課)

(2) ひとり親に対する就労支援

① ひとり親家庭の親への就労支援

- 長崎県と共同で運営している長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおける就業支援及び専門家による相談、ハローワークマザーズコーナー、ながさき就職支援ルーム等との連携、母子・父子自立支援員による個々のケースに応じた自立支援計画の策定など、ひとり親家庭の就業支援を推進します。

- 介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講する者や、看護師等の資格取得のため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

(こども政策課)

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- 保護者の就労の状況や疾病など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業、一時預かり事業など、子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。〔再掲〕

(子育てサポート課、幼児課)

- 経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。〔再掲〕

(こどもみらい課)

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

① 就労機会の確保

- ハローワークや民間の就労支援機関等と連携し、困窮世帯等の状況に応じ、子育てとの両立が可能な求人情報の提供や応募書類の作成、面接演習等を実施し、就労の実現と自立を目指した支援を行います。

(生活福祉2課)

② 親の学び直しの支援

- ハローワークと連携し、職業訓練や各種講座の案内、生活保護制度の生業扶助等の活用により、学び直しの支援を行います。

(生活福祉2課)

③ 非正規雇用から正規雇用への転換

- 非正規などの不安定な雇用環境にある方が生活費や住宅費の心配をすることなく、正規雇用を目指すことができるよう金銭給付を受けながら求職活動を行うことができる職業訓練受講給付金や住居確保給付金などの制度活用を図ります。

(生活福祉2課)

4 経済的支援

(1) 子育てに関する経済的支援

- ひとり親世帯等の18歳到達年度の末日までにある児童（障害児童は20歳未満）について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童を養育する母又は父又は養育者に児童扶養手当を支給します。
- 中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を対象に、医療費の一部負担金のうち、子ども福祉医療費の自己負担限度額を差引いた額を助成します。（こども政策課）
- 生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の維持や自立した生活が送れるよう支援を行います。
（中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課）
- 日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。（障害福祉課）

(2) 養育費の確保の推進

- 長崎県と共同で運営する長崎県ひとり親家庭等自立支援センターにおいて、就業等に関する求人情報、職業訓練情報の提供、相談、及び養育費等の専門家による法律相談等を実施します。〔再掲〕（こども政策課）

(3) 教育費負担の軽減〔再掲〕

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。
- 公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。
（教育委員会総務課）

② 高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減

- 高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。
- 経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。
- 経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学金の貸与を行います。

(教育委員会総務課)

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減

- 経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。

(中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課)

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減

- 母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行います。

(こども政策課)